



# 「マイナ保険証」あるいは「資格確認書」の準備はできていますか？

厚生労働省の情報を元に作成

従来の健康保険証の有効期限は  
最長で2025(令和7)年12月1日までです。

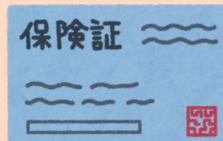
有効期限がカードに記載されていなくても、従来の健康保険証は2025(令和7)年12月1日をもって利用できなくなります。 2025(令和7)年12月2日からは、医療機関・薬局の受付にて、「マイナ保険証」か「資格確認書」を提示する必要があります。早めに準備をしましょう！

## 移行スケジュール

2024年12月2日  
マイナ保険証を基本とした  
仕組みへ移行

2025年12月1日  
全ての健康保険証の  
有効期限満了

従来の健康保険証



マイナ保険証



資格確認書



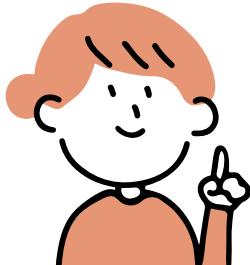
有効期限内は利用可能  
順次、有効期限が切れる

利用不可

利用可能

利用可能

健康保険証の有効期限切れを迎える方など交付対象者へ順次交付



### よくある質問：健康保険証とマイナ保険証について

マイナンバーカードを健康保険証として利用する方法等に関する多言語のリーフレットを作成しましたので、参考にご覧ください。

<https://www.hiecc.or.jp/soudan/info/detail.html?pid=1808365343502>

